

ユーザー
向け

点検のポイント

業務用エアコン・冷蔵冷凍機器について機器や設置場所の点検や管理が、**機器管理者に義務付けられています。**（令和2年4月1日から、一部改正があります。）

● 全ての機器の設置状況を確認しましょう。

- ・ 周囲の他の設備による影響を受けない箇所に設置
- ・ 周囲に点検及び修理を行う作業空間や通路を確保
- ・ 定期的に、凝縮器、熱交換器、排水受けの清掃等を実施 など

● 全ての機器は、3か月に1度以上、自身で簡易点検をしましょう。

- ・ 目視による点検（外観の損傷、磨耗、及び腐食その他の劣化、さび、油漏れ、熱交換器の霜付の有無）
- ・ 冷凍冷蔵室の温度
- ・ 異常音の有無の確認 など

※ 管理者が安全に目視点検できる項目に限る

● 大型機器※¹の管理者は、年1回以上※²、専門家※³に定期点検を依頼しましょう。

- ・ フロン類の漏えいを検査（直接法（漏えい検知器等による検査）又は間接法（機器の状態を把握するために必要な事項（蒸発器の圧力など）を計測）又は直接法と間接法の組み合わせ）
- ・ 目視による点検（外観の損傷、磨耗、及び腐食その他の劣化、さび、油漏れ、熱交換器の霜付の有無）

※¹：圧縮機の出力が7.5kW以上の機器 ※²：圧縮機の出力が7.5～50kWのエアコンは3年に1回以上

※³：冷凍空調機器に関し、十分な知見を有する者（冷媒フロン類取扱技術者、高圧ガス保安責任者（冷凍機械）など）

● フロン類を充填するときは・・・

- ・ 漏えい・故障箇所の修理
（定期点検等によって確認した配管からの漏えい、圧縮機の故障など）
- ・ 機器の修理後にフロン類を充填することが原則
- ・ 事業所管大臣への報告が必要な場合は、事業者全体でのフロン類の算定漏えい量が各年度1000CO₂-トン以上の方です。

● 機器の点検・修理、フロン類の充填の内容は、記録簿(※)に記載しましょう。

（機器の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から、3年を経過するまで、点検記録簿を保存しましょう。）

【改正点】

※【記録簿追加事項（改正点）】

- ・ フロン類の引取り又は充填されていないことの確認の実施年月日
- ・ 当該引取り又は確認を行った第一種フロン類充填回収業者の氏名

大阪府 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 排出者指導グループ

Tel. 06-6210-9570（直通） Fax. 06-6210-9569

http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/furon2/gaiyou_20200401.html

詳しくは、 大阪府 フロン で検索